伊勢原市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の 被害者支援に関する住民基本台帳事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準じる行為を行うもの(以下「加害者」という。)が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当な目的で利用し、それらの行為により被害を受けるもの(以下「被害者」という。)の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図り、その被害者を支援することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。) 第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及びDV法第28条の2に規定する交際関係のあるもの又はあったものからの暴力をいう。
 - (2) ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年 法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第2条第3項に規定 するストーカー行為をいう。
 - (3) ストーカー行為等 ストーカー行為及びストーカー規制法第3条の規定 に違反する行為をいう。
 - (4) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。 以下「児童虐待防止法」という。)第2条に規定する児童虐待をいう。 (支援対象)
- 第3条 本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されているもので、次の各 号のいずれかに該当するものは、支援措置を受けることができる。(以下「支 援対象者」という。)
 - (1) DV法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、その生命又は身体 に危害を受けるおそれがあるもの
 - (2) ストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等を されるおそれがあるもの
 - (3) 児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
 - (4) 前3号の被害者と同一の住所を有するものであり、かつ、当該被害者と 併せて第7条に定める支援措置を実施することを求めるもの

- (5) 第1号から第3号までに準ずると認定されたもの (支援措置の申出)
- 第4条 支援措置を受けようとするもの(以下「支援申出者」という。)は、 住民基本台帳事務における支援措置申出書(第1号様式。以下「申出書」と いう。)を市長に提出しなければならない。市長は、この申出書の受理に当 たり、写真が添付された身分証明書等の提示を求めること等により、本人確 認を行わなければならない。

(支援措置の必要性の照会)

- 第5条 市長は、支援申出者に警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談 所等の相談機関(以下「警察等」という。)への相談を促し、支援申出者に ついての支援措置の必要性を、警察等に対して適切な方法により聴取及び確 認を行わなければならない。また、前条に定める申出書に、警察等の意見の 記載を求めなければならない。
- 2 申出書に前項に定める意見の記載がない場合、申出書に裁判所の発行する 保護命令決定書の写し、又はストーカー規制法に基づく警告等実施書面等が 添付された場合は、警察等への意見照会は必要ないものとする。

(支援措置の決定通知)

第6条 市長は、前条の照会により支援措置の必要性を確認したときは、住民 基本台帳事務における支援措置決定通知書(第2号様式)により、その結果 を支援申出者に通知するものとする。

(支援措置の内容)

- 第7条 市長は、支援措置開始を決定したときは、次の支援措置を講じるものとする。
 - (1) 全ての閲覧請求に対して、支援対象者に係る部分を消除した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する。
 - (2) 支援対象者に係る住民票の写し等について、加害者からの請求、支援対象者の代理人又は使者からの請求及び郵送による請求を拒否し、その他の第三者からの請求についても、関係文書の提示等による請求理由の確認と請求者の本人確認を厳格に行う。
 - (3) 支援対象者の求めに応じて、支援対象となる他の市町村長に第4条の申出書の写しを送付する。

(支援措置の期間)

第8条 支援措置の期間は、支援の必要性を確認し、その結果を申出者に連絡 した日から起算して1年間とする。

(支援措置の延長)

第9条 市長は、支援措置の期間終了の1か月前から、支援措置の延長の申出

を受けるものとする。この場合において、第5条から前条までの規定を準用 する。

(支援措置の変更)

第10条 支援申出者は、支援措置の期間内において、支援措置を受けること となった当該申出書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに住民基本台 帳事務における支援措置変更申出書(第3号様式)により市長に届け出るも のとする。

(支援措置の終了)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は支援措置を終了し、 住民基本台帳事務における支援措置終了通知書(第4号様式)を支援申出者 に送付するものとする。
 - (1) 支援申出者から住民基本台帳事務における支援措置終了申出書(第5号様式)により、支援措置終了の申出を受けたとき。
 - (2) 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき。
 - (3) その他市長が支援の必要性がなくなったと認めるとき。 (他市町村での支援措置の開始等)
- 第12条 市長は、他の市町村長が支援措置を開始、延長又は終了等をしたものからの申出書の送付を受けたときは、第7条から前条までの規定を準用する。

(関係部局の責務)

第13条 市の関係部局は、支援措置決定を受けた支援対象者の保護のため、 万全の措置を講じるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成30年3月1日から施行する。

住民基本台帳事務における支援措置申出書

住民基本台帳事務におけるドメスティック・ バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐 待及びこれらに準ずる行為の被害者保護

市区町村	受付
	/
	/
	/
	/

伊勢原市長 殿

の支援措置の実施を求めます。

								年	月 日	
							氏名			備考
申出者	氏名 (生年月日)	(年月日)	住所			連絡先		本人確認		
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日)	(年月日)	住所			その他				
申出者の 状況 (別紙参照 の上、いず れかにV)	A 配 法]	В ストーカ	一規制法	C 児	童虐待	防止法		】 その他前記AからC でに準ずるケース	
添付書類 (該当書類 にV)		保護命令決定書(写)		施書面		その他(左	記に掲げる書面」	以外で相 記	炎機関から発行された書面等)	
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい) 年月日(相談先の名称)(担当課)									
支援措めの (現載さののが にいるものい に取るものい になる。)	希望にV	支援を 住民基本台帳の関 住民票の写し等の 住民票の写し等の 戸籍の附票の写し	交付(現住所均 交付(前住所均	也)	現住所 現住所 前住所	fi fi	現住	E所等 同. 同.		
併せて支	±	戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)			前本新		r 2		# # # # # #	
: 接を者 (同一の有する) 者に限る)	申出者との	関係 氏名	-	主年月日	申出者との問	對係	氏名		生年月日	
(添付書類:	がなかっ							-		
	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 年月日 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 担当									
相談機 関等の 意見		3 1,2以外の場 (※一時保護の有 把握している状況	無、相談時			こ把握し	している状況	市区町村の確認	相手方	
		年 月		(印)	(担当	割	果 係)		
備考										

- (注)●太枠の中に記入してください。

 - 申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。

 - ●申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。 ●支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。 ●支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場 合、期限到来をもって支援を終了します。
 - ●申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、 次の区分により、いずれかにVを記入してください。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力防止法)

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、 暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加 害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行 うおそれがある。

B ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)

ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

C 児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法)

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース

年 月 日

様

住民基本台帳事務における支援措置決定通知書

年 月 日付けで申出のありました、住民基本台帳事務における支援措置につきまして、次のとおり決定いたしましたので通知いたします。

- 1 申出者及び該当者
- 2 支援措置期間 年 月 日 から 年 月 日

- 3 その他
 - (1) 住民票及び戸籍の附票、印鑑証明書などの証明書は、ご自分が市役所本庁舎の開庁時に来庁し、請求した時のみ発行します。
 - (2) 利害関係のあるところからの請求に対しては、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないとされた場合には、交付することがあります。ご承知おきください。
 - (3) 戸籍に関する届けをする場合には、必ず連絡をしてください。
 - (4) 継続の場合は、期限到来の1か月前から延長の申出を受け付けます。
 - (5) 当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
 - (6) 連絡先が変更になった場合には、必ずご連絡ください。

住民基本台帳事務における支援措置変更申出書

年 月 日

伊勢	占	± ≡	100元	
1尹孥	児	III ▼	殿	

伊劣原甲女			
		住	听
	申出者	氏 名	名
		電話番号	<u></u>
次のとおり申請内容	字の変更を申出します。	o	
1 変更内容			
【変更項目】	【変更前】		【変更後】
氏 名			
住所			
本籍			
筆 頭 者			
併せて支援を 求める者 (追加・削除)			

2	変更理由	

住民基本台帳事務における支援措置終了通知書

年 月 日

様

年 月 日付けで支援決定をしました支援措置について、次のとおり 支援を終了しましたので通知します。

1 支援措置終了日

年 月 日

(支援措置期間 年 月 日から 年 月 日まで)

2 支援措置終了の理由

住民基本台帳事務における支援措置終了申出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住民基本台帳事務における支援措置について、支援の解除を申出します。

1 申出者及び該当者

氏 名

卽

生年月日

住 所

2 解除理由